

平成26年3月24日

東京都新宿区信濃町32番地

創価学会本部内

創価学会監正審査会

審査員長 大場 好孝 様

事務局長 飯嶋 達也 様

東京都八王子市

申立人 波田地 克利



「審査会規程」開示のお願い

平成26年3月6日付の「ご通知」に「当監正審査会は、創価学会東京都審査会における処分決定に対するあなたからの不服申立事件につき」「申立人であるあなたから事情をうかがいます」とのこと。

公開されている「創価学会会則」の「第65条」に「監正審査員は、経験、人格、識見ともに優れた会員の中から

、総務会の議決に基づき、会長がこれを任命する」とあります。経験、人格、識見ともに優れているとされる監正審査員の皆さまによる公平・公正かつ厳正な審査を伏して求めます。

つきましては、前出の「ご通知」に出てくる「創価学会監正審査会規程」の開示をお願いします。併せて、東京都審査会には応じていただけなかった「創価学会県審査会規程」の開示もお願いします。

審査手続きや除名処分の根拠規定等が全く明らかにされない状況においては、手続きの公正・公平さを著しく欠くからです。

実際、東京都審査会においては、処分申請者に疑惑があったり、代理人の選任は認められないと後で言い出したり、書面による回答を認めておきながら何ら答えず処分決定を下したり、「県審査会規程」に則って手続きが行われたのかどうか、はなはだ疑問です。規程に則っていない「除名処分」の決定は完全に無効です。

この明らかにデタラメな手続きによって下された「除名処分」に基づいて、ここ数カ月間、私の多くの友人が「除名が確定した人間と付き合いうとは何事か」「二度と連絡を

子西
3.24
-18

20.3.24
12-18

取るな」「波田地らに関する情報を寄こせ」等々と恫喝まがいのことをされ、多大な精神的苦痛を味わされてきました。

また、「県（都）審査会で下った除名の決定は覆ることはない」などと、「監正審査会規程」に抵触すると思われるような言辞も飛び交っています。

これらはすべて「創価学会県審査会規程」「創価学会監正審査会規程」が開示されていれば回避できた無用なトラブルと思われます。

お手数ですが、両審査会規程のコピーを1週間以内に申立人宅へ郵送願います。

以上

この郵便物は平成 26年 3 月 24 日
第 79264 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

八王子西
26.3.24
12-18

郵便認証司
平成26年 3月 24日

24
18